

こんな消費者トラブルにご注意ください！

●インターネットや携帯電話を契約する前に! STOP

■トラブル事例を紹介します

電気通信サービスのケース

大手電話会社の関係者と名乗る相手から電話がかかってきた。「今より便利で安い光回線プランがある」と勧誘され、契約中のプラン変更だと思い承諾した。後日、むしろ料金が高くなっていることに気が付き、電話会社に問い合わせると、別会社との契約になっていると言われた。自分がどのような契約をしているのかもわからなくなり…



特徴

インターネット回線やスマートフォンなど、電気通信分野の技術進歩や普及のスピードが目覚ましく、それに伴う契約は複雑で、トラブルが急増しています。事業者が悪質でない場合でも説明が理解しきれず、結果的に消費者が不利益を受けてしまうこともあります。

対策

事業者には、通信契約について契約書面の交付が義務付けられています。契約時に、自分がどの会社と、どのようなサービスや料金体系の契約をしたのかを、必ず書面で確認しましょう。加えて、納得できるまで質問し、家族などと相談してからにしましょう。

電気通信事業者には契約後の書面交付が義務付けられています

電気通信サービスの契約が成立したときは、通信事業者には遅滞なく、締結された契約の内容を明らかにする契約書面を作成し、交付することが義務付けられています。契約書面には、料金や解約方法、初期契約解除制度等の詳細が記載されています。契約内容が分からなくなった場合、解約や初期契約解除をしたい場合には、まずはご自身の契約書面をチェックしましょう。思わぬトラブルにならないように、必ず契約書を確認しましょう。



首長表明

市が設置する消費生活相談窓口では、架空請求などの悪質商法や、商品の売買契約時に発生したトラブル（消費者トラブル）に関する相談をお受けし、問題解決に向けた支援を行っています。

これからも地域の身近な相談窓口として、相談体制の強化・充実に努めるとともに、市民のみなさんが安心して暮らせる地域社会をめざして、継続的に消費者行政の推進に励んでまいります。

令和2年2月1日 郡上市長 日置 敏明

多重債務無料相談会 ～返しきれない借金にお困りの人へ～

- ▼開催日時…2月15日（土）13：00～16：00
- ▼場 所…県民生活相談センター（岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内）
- ▼相談対応…弁護士、司法書士 等
- ▼相談方法…①面接相談（相談時間はお1人30分で2日前までに電話予約が必要です）
②電話相談（開催日の相談時間内に058-277-1003へお電話ください）
- ▼予約・電話相談は、岐阜県県民生活相談センターへ ☎058-277-1003

◆相談窓口一覧◆ 困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください！※相談は無料で秘密は固く守られます。

窓 口	電話番号	受 付 日
消費者ホットライン	188	年末年始を除く毎日 ※ガイドンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平日：午前8時30分～午後5時15分：市役所 土曜日：午前9時～午後5時：県民生活相談センター 日曜祝日：午前10時～午後4時：国民生活センター
消費者ホットライン	03 - 3446 - 1623	月～金曜日：午前10時～正午、午後1時～午後4時 ※祝日・年末年始を除く。最寄りの相談窓口につながらない場合に相談を受け付けています。
岐阜県県民生活相談センター	058 - 277 - 1003	月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時（電話のみ） ※祝日・年末年始を除く。
岐阜県可茂県事務所振興防災課	0574 - 25 - 3111	月・火・木・金曜日：午前8時30分～午後4時15分 ※祝日・年末年始を除く。
郡上市役所総務課またはお近くの各振興事務所振興課	67 - 1832 ほか	月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 ※祝日・年末年始を除く。